

広島中央環境衛生組合予定価格等の事前公表の実施に関する事務取扱要領

平成27年10月19日制定

平成28年10月31日改定

(目的)

第1条 この要領は、広島中央環境衛生組合が実施する広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定に関する規程(平成27年広島中央環境衛生組合訓令第1号。以下「選定規程」という。)

第1条に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)における入札・契約制度の透明性、競争性並びに公平性をより一層確保することを目的として実施する予定価格の事前公表に関する事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 予定価格の事前公表は、入札の方法により行う建設工事(随意契約によるものを除く。)を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る競争見積による随意契約(特命随意契約を除く。)については、見積り徴取の相手方に限り、予定価格の事前公表(以下「予定価格事前通知」という。)を行う。

(公表内容)

第3条 公表の内容は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表方法等)

第4条 公表方法は、次の方法によるものとする。

- (1) 一般競争入札においては、広島中央環境衛生組合建設工事等条件付一般競争入札実施要領第5条第3項に規定する公告により行う。
- (2) 指名競争入札においては、広島中央環境衛生組合ホームページへの掲載及び広島中央環境衛生組合掲示板により行う。
- (3) 建設工事に係る競争見積による随意契約については、予定価格を見積依頼書に記載することにより予定価格事前通知を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月31日から施行する。